

令和7年度 第4回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 次第

日 時：令和8年2月4日（水）

午後1時30分から

場 所：倉吉市役所本庁舎3階 大会議室

～ 日 程 ～

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画 パブリックコメントの実施結果について

4 協議事項

- (1) 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について【別冊】【資料1】
(2) 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画に係る答申について【資料2】

5 その他

6 閉 会

(資料)

- ・【別冊】第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（案）
- ・【資料1】【資料2】

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

敬称略

No.	区分	氏名	所属団体	任 期
1	学識経験者 (3人)	河崎 紀子	上井地区同和教育研究会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
2		渡邊 太	鳥取短期大学	R7. 4. 1～R9. 3. 31
3		尾崎 真理子	鳥取県人権文化センター	R7. 4. 1～R9. 3. 31
4	民間団体の 代表 (13人)	中尾 美千代	部落解放同盟倉吉市協議会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
5		寺谷 康之	倉吉市自治公民館連合会	R8. 1. 29～R9. 3. 31
6		笠原 宣幸	倉吉市社会福祉協議会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
7		長田 美穂	倉吉市小学校校長会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
8		小原 弘行	倉吉市中学校校長会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
9		福永 幸男	倉吉市身体障害者福祉協会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
10		筏津 充代	倉吉男女共同参画推進会議	R7. 4. 1～R9. 3. 31
11		中野 義貴	倉吉市民生児童委員連合協議会	R8. 1. 1～R9. 3. 31
12		笠原 紀人	倉吉市人権啓発企業連絡会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
13		岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
14		米田 美奈子	倉吉人権擁護委員協議会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
15		泉 孝子	倉吉市保育園長会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
16		松本 直子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団	R7. 4. 1～R9. 3. 31

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和 57 年 6 月 1 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(規則への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 17 日 条例第 20 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則(平成8年3月27日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月29日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく委員である者(次項に定める者を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則(平成20年3月26日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月15日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第6号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

Topics

01

STOP!



インターネット上の差別を許さない 鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正

県は、全国に先駆けて「人権尊重の社会づくり条例」を1996年に制定。あらゆる差別の解消、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めてきました。

昨今では、SNSの普及等を背景にインターネット上での誹謗中傷などが社会問題化。こうした状況に実効性をもって対応するべく、同条例を改正しました。人権侵害に係る相談に基づき、投稿等の削除命令、命令に従わない場合の発信者の氏名公表、過料について規定。差別を許さない社会に向け、県民を被害者にも加害者にもさせないための取り組みを進めていきます。

問合せ先 人権・同和对策課
電話 0857-26-7677
FAX 0857-26-8138

詳しくは
こちら



■ 今回の改正のポイント (1月施行)

- ✓ **相談者に対する県の支援内容の明確化**
人権相談窓口で、投稿等の削除要請や発信者情報開示請求をサポート
- ✓ **投稿等の削除要請及び削除命令**

 - SNS等のサービス提供事業者及び発信者へ削除要請
 - 削除要請しても削除されないときは、発信者へ削除命令

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴き、表現の自由に配慮して慎重に決定
- ✓ **削除命令に従わない場合の罰則等を規定**

 - 氏名又は名称等、命令の内容の公表
 - 5万円以下の過料

<案>

令和8年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会
会長 河崎 紀子

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について（答申）

令和7年11月13日付発人政第303号により、当審議会に対して諮問のあった第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について、「第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（素案）」に基づき、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおりまとめましたので、ここに答申します。

市長は、この答申及び審議会における意見を十分に尊重して「第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定されるとともに、計画策定後は、全市民の総力を結集し、国・県・関係機関・団体等との連携を一層強めながら、計画の基本理念である「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり」のため、計画を着実に推進されるよう強く要望します。